

三重県いじめ防止基本方針（H26.1.29）	改定ポイント 	H30改定の概要案
<b>1 本方針の内容</b> ・国の基本方針に基づき記載	・条例を踏まえ、いじめの防止等の基本的な考え方、県が実施すべき施策、学校が実施すべき施策、重大事態の対処を記載 ・H29年3月の国の基本方針の改定内容及び重大事態の調査に関するガイドラインの内容を反映	<b>1 本方針の内容</b> ・条例制定の目的、基本理念を示すとともに、三重県が実施すべき施策や重大事態への対処等に関する具体的な内容について記載
<b>2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向</b> (1) いじめ防止対策推進法制定の意義 ・「いじめ防止対策推進法」が成立した経緯を記載 (2) いじめの防止等の対策に関する基本理念 ・法第3条の基本理念3項目を記載 (3) いじめの定義 ・法第2条の定義を記載 ・けんかは除く (4) いじめの理解 ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる ・多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している ・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺の「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気の形成が必要 (5) いじめの防止等に関する基本的な考え方 (ア) いじめの防止 (イ) いじめの早期発見 (ウ) いじめへの対処 (エ) 地域や家庭との連携 (オ) 関係機関との連携 (カ) 日常の点検と評価	・条例の目的を記載 ・条例の基本理念を記載 ・条例の定義及び国の基本方針改定内容を記載 修正なし ・(5)については、条例の基本理念で網羅しているため削除する。	<b>2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方</b> (1) 三重県いじめ防止条例の目的 ・条例第1条記載 (2) いじめの防止等の対策に関する基本理念 ・条例第3条記載 (3) いじめの定義 ・条例定義と法定義は同様 ・けんかやふざけあいでも児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断（国方針） ・いじめの認知については、加害行為の「継続性」「集団性」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差異の要素によりいじめを限定して解釈しないことを記載（H30年3月文部科学省通知） (4) いじめの理解 ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる ・多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している ・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺の「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気の形成が必要 (5) いじめの防止等に関する基本的な考え方 削除
<b>3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策</b> (1) 三重県いじめ防止基本方針の策定 (2) 三重県いじめ問題対策連絡協議会の設置 ・法の趣旨を踏まえ設置 (3) 三重県教育委員会の附属機関の設置 ・法の趣旨を踏まえ設置 (4) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備 ・児童生徒や保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう24時間対応可能とするいじめ相談ダイヤル等による相談体制の充実 (5) いじめの未然防止のための方策 ・児童生徒の規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係を構築する能力の素性を養うため、道徳教育・人権教育や体験活動等の充実 ・教育活動全体を通して、児童生徒の自主的な活動の推進 ・教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対してその実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上 (6) いじめの早期発見及びいじめへの対処のための方策 ・児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え面談等を実施 ・いじめへの対処については、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、教職員が一丸となって取り組み、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用した関係機関との連携が必要 ・学校だけでは解決が難しい問題に対して、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び生徒指導特別指導員を含めた「学校問題解決サポートチーム」を派遣 ・児童生徒の携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、ネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育に注力し、問題のある書き込みを監視・削除	・1 本方針の内容に記載するため削除し、条例第5条県の責務を記載 ・H26年3月に協議会設置条例が制定されたこと、条例第14条に規定していることを記載（順番の入れ替え） ・H26年3月に協議会設置条例が制定されたこと、条例第14条に規定していることを記載（順番の入れ替え） ・(4) (5) (6)は削除して、いじめの防止等の対策の基本となる事項として条例で規定している条項を中心に記載する。（順番の入れ替え）	<b>3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策</b> (1) 県の責務 ・《条例第5条》記載 (7) 三重県いじめ問題対策連絡協議会 ・三重県いじめ対策連絡協議会条例（平成26年3月）に基づき設置の旨を記載 ・条例第14条記載 (8) 三重県教育委員会の附属機関 ・三重県いじめ対策審議会条例（平成26年3月）に基づき設置の旨を記載 ・条例第14条記載（再掲） (2) いじめ早期発見のための措置 ・条例第15条記載 (ア) 定期的な調査等 (イ) 相談体制の充実及び周知 (ウ) 個人情報の保護 の3点について記載 (3) いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上 ・条例第16条の規定に基づき記載 (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 ・条例第17条の規定に基づき記載 (5) いじめの防止等のための啓発活動 ・条例第18条の規定に基づき記載 (6) 学校相互間等の連携協力体制の整備 ・条例第19条記載

<p><b>4 県立学校及び私立学校が実施するいじめの防止等に関する施策</b></p>	<p>・項目修正 (条例で定義する「学校」に置き換える)</p>	<p><b>4 学校が実施するいじめの防止等に関する施策</b></p>
<p>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容</li> <li>・いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意し、保護者等地域の方にも参画を求め、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで周知</li> </ul>	<p>・条例第13条及び国の基本方針改定内容を反映</p>	<p>(1) 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>条例第13条記載</p> <p>○方針を定める意義&lt;&lt;国方針&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針に基づく対応が徹底され、教職員がいじめを抱え込まず、学校がいじめへの対応が組織として一貫した対応とならなければならない旨等を記載</li> <li>・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒、その保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながることを記載</li> </ul>
<p>(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織は、学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが大切</li> </ul>	<p>・国の基本方針内容を反映</p>	<p>(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織</p> <p>○学校いじめ対策組織の意義を追記&lt;&lt;国方針&gt;&gt;</p> <p>○学校いじめ対策組織の構成を追記&lt;&lt;国方針&gt;&gt;</p> <p>○学校いじめ対策組織の体制の整備について追記&lt;&lt;国方針&gt;&gt;</p> <p>○学校いじめ対策組織の役割を追記&lt;&lt;国方針&gt;&gt;</p>
<p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>(ア) いじめの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未然防止の基本として、互いを認め合える人間関係</li> <li>・学校風土をつくることが大切</li> <li>・教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことが必要</li> <li>・携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進</li> </ul>	<p>・条例第7条、第10条及び国の基本方針内容を反映</p>	<p>(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>(ア) いじめの未然防止</p> <p>条例第7条、第17条第3項記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む旨を記載&lt;&lt;国方針&gt;&gt;</li> <li>○学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応を記載&lt;&lt;国方針&gt;&gt;</li> <li>・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめ</li> <li>・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒に対するいじめ</li> <li>・同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ</li> <li>・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒に対するいじめ</li> </ul>
<p>(イ) 早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員はささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知</li> <li>・児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、定期的なアンケート調査に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整備</li> </ul>	<p>・条例第15条第1項及び国の基本方針内容を反映</p>	<p>(イ) 早期発見</p> <p>条例第15条第1項記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを積極的に認知することの必要性について記載</li> <li>・各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく旨を記載。</li> <li>・アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない旨を記載&lt;&lt;国方針&gt;&gt;</li> <li>・学校としての体制整備について、学校いじめ防止基本方針において具体方法などを定めることを記載&lt;&lt;国方針&gt;&gt;</li> </ul>
<p>(ウ) いじめに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応</li> <li>・被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導</li> <li>・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察に相談・通報</li> </ul>	<p>・条例第7条及び国の基本方針内容を反映</p>	<p>(ウ) いじめに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第7条のいじめに対する措置に関する規定を中心に記載</li> <li>・学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法や条例の規定に違反し得る旨等を記載&lt;&lt;国方針&gt;&gt;</li> <li>○いじめの解消要件について記載&lt;&lt;国方針&gt;&gt;</li> <li>【①いじめに係る行為が止んでいること】</li> <li>【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】</li> </ul>
<p><b>5 重大事態への対処</b></p>	<p>・主に「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月策定)の内容に基づき記載を修正</p> <p>・条例第20条、第21条を記載</p>	<p><b>5 重大事態への対処</b></p>
<p><b>6 市町教育委員会との連携及び支援</b></p> <p>(1) いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処</p> <p>(2) 組織の設置</p> <p>(3) 重大事態に関すること</p>	<p>・教職員等を対象とした研修会の開催、市町教育委員会との合同会議の開催により共通理解を図ること、その他必要な助言や情報提供を行うこと、専門家の派遣等の支援をすることなどは、これまでの項目の中で記載してきたため、削除</p>	<p>削除</p>
<p><b>7 その他重要事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校や市町のいじめ防止基本方針の策定について、必要に応じて支援するとともに、策定状況を確認する。</li> <li>・私立学校については、策定状況を確認し、組織的な取組の支援を行う。</li> </ul>	<p>・条例第22条を追記</p>	<p>6 学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力</p> <p>条例第22条記載</p>